

食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する

審議結果についての御意見・情報の募集

平成23年2月18日

内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課

概 要

食品安全委員会では、リスク管理機関である厚生労働省や農林水産省等からの諮問により行う食品健康影響評価のほか、対象案件を自ら選定して行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」とします。）を行っています。

平成22年度における「自ら評価」を行う案件として、国民の皆様から広く御提案いただいた案件候補等について、平成22年9月28日、同年12月16日及び平成23年2月8日の食品安全委員会企画専門調査会において審議され、その結果、案件候補が「加熱時に生じるアクリルアミド」に絞り込まれたところです。当該審議結果については、平成23年2月17日の第367回食品安全委員会会合へ報告され、広く国民の皆様から御意見・情報の募集を行った上で、食品安全委員会において「自ら評価」を行う案件を決定することとなりました。

つきましては、「加熱時に生じるアクリルアミド」について、次の事項に係る御意見・情報を募集いたします。

- ① 「自ら評価」を行う必要性
- ② 「自ら評価」を実施する際に用いる評価手法、考慮すべき点等

なお、そのほかの御提案いただいた案件候補については参考資料5のとおりであり、このうちAーイとされたものについては参考資料4のような取扱いをすることとなりますが、参考資料4に掲載した案件候補以外のものについて、どのように国民の皆様への情報提供を行っていくかについての取扱いについては、現在、食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会等で検討しているところです。

意見・情報の提出方法

電子メール、ファックス又は郵送いずれかの方法で次の事項を記入の上、提出してください。（電話による御意見の受付はしておりません。）

【記入事項】

- (1) 「自ら評価案件候補（加熱時に生じるアクリルアミド）」についての意見・情報
 - ① 「自ら評価」を行う必要性
「必要性が高い」「必要性がある」「必要性はない」のいずれかをお書き下さい。
 - ② 「自ら評価」を実施する際に用いる評価手法、考慮すべき点等
 - ③ ①で「必要性はない」とされた理由
なお、御意見・情報を御提出いただく際には、科学的な根拠となるものや出典等についても併せてお知らせいただければ幸いです。
- (2) 氏名（法人の場合は会社名・部署名等）
- (3) 職業
- (4) 住所
- (5) 電話番号

「自ら評価案件候補についての意見・情報の記入用紙」を使い、お送りいただいても構いません。

記入用紙は以下URL より、ダウンロードしてください。

[＜「記入用紙」のURL＞](#)

【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課内
「自ら評価」案件候補意見募集担当宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記URLから送信できます。

[＜応募フォームのURL＞](#)

- ファックスの場合：03-3584-7392

- 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階

なお、電子メール又はファックスでお送りいただく場合には、表題を『「自ら評価」の意見・情報の募集』としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きいただきますようお願いいたします。

【締切り】

平成23年3月19日（土） （郵送の場合は、3月19日消印有効）

【提出上の注意】

- 御提出いただく御意見・情報は、日本語に限らせていただきます。
- 個人の方は、氏名・職業・住所・電話番号を、法人の方は、法人名、所在地、電話番号を記載して下さい。なお、これらの情報については、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただくためにお尋ねしております。
- 電子メールにより御提出いただく場合で、その内容を別ファイルとして添付される場合は、内容を読み出せない場合がございますので、必ずテキスト形式のファイルとして添付して下さい。
- お寄せいただいた御意見・情報については、一定の整理を行い、食品安全委員会への報告を行い、公開させていただきますので、その旨御了承願います。

【参考】

1. 案件候補とした際の考え方 [PDF]
[＜「案件候補とした際の考え方」のURL＞](#)
2. 案件候補に関するさらに詳しい内容 [PDF]
[＜「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価関連基礎資料」のURL＞](#)
3. 「自ら評価」について [PDF]
[＜「自ら評価とは」のURL＞](#)
4. ＜平成22年度＞食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補に関する企画専門調査会における審議結果について（平成23年2月17日食品安全委員会資料） [PDF]
[＜「資料4」のURL＞](#)
5. （平成22年度）食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補を選定するための案件一覧（平成23年2月17日食品安全委員会資料） [PDF]
[＜第367回委員会資料4-1の7～17ページのURL＞](#)
6. 企画専門調査会における審議の経緯（議事録）
 - ・ 第35回企画専門調査会（平成22年9月28日）議事録 [PDF]
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20100928ki1&fileId=030>
 - ・ 第36回企画専門調査会（平成22年12月16日）議事録 [PDF]
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20101216ki1&fileId=023>
 - ・ 第37回企画専門調査会（平成23年2月8日）議事録
[準備中]（完成次第掲載いたします）
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20110208ki1>

案件候補とした際の考え方

候補案件	考え方
加熱時に生じるアクリルアミド	○企画専門調査会としての決定 子供をはじめとした国民にとって、食品からアクリルアミドを摂取する機会があると考えられること等から、現在は健康被害が生じてはいないものの、今後被害が生じるおそれがないとまでは言えないため、「自ら評価」の案件候補として委員会に報告すべき。